

第2回岳南地域豪雨災害減災協議会 議事要旨

○日時：平成30年2月23日（金）10：00～11：30

○会場：富士総合庁舎6階605会議室

○出席者

（協議会構成員）

富士市副市長、富士宮市長、気象庁静岡地方気象台長、国土交通省中部地方整備局甲府河川事務所副所長、静岡県危機管理部理事（防災対策担当）、静岡県危機管理部東部危機管理局長、静岡県交通基盤部河川砂防局長、静岡県交通基盤部富士土木事務所長

（事務局）

静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課・土木防災課、静岡県交通基盤部富士土木事務所、静岡県危機管理部危機対策課、静岡県危機管理部東部危機管理局長

1 議事

- (1) 規約の改正
- (2) これまでの経過及び決定事項
- (3) 岳南地域の減災に係る取組方針
- (4) 情報提供

2 議事概要

- (1) 規約の改正
 - ・協議会規約改正(案)について説明を行い、協議会の法定化について承認を得た。
- (2) これまでの経過及び決定事項
 - ・これまでの経過及び決定事項の説明を行い、共有を図った。
- (3) 岳南地域の減災に係る取組方針（案）
 - ・岳南地域の減災に係る取組方針（案）について説明し、本地域で今後概ね5年間で実施する取組方針として決定した。
- (4) 情報提供
 - ・気象庁静岡地方気象台長から気象台の取組について、情報提供があった。

3 出席者の主な発言

[構成員]：

- ・稲子川と五斗目木川の水位計の設置箇所について、教えていただきたい。
- ・中小河川が非常に多く、水害リスクの高い河川がたくさんあるが、観測体制が不十分で、避難勧告等の判断に必要なリアルタイムの河川情報を得る必要があると考えている。
- ・取組方針で位置づけた箇所では今後5箇年の候補箇所として少ないと認識しており、水位計や監視カメラなどのハード整備は、もう少し重要なところを検討して設置していただき、情報共有の早期実現を図っていただきたい。

- ・数年前の台風に伴う豪雨により、大倉川ダムが満水になり、下流部でも災害が多く発生した。近年の集中豪雨のこともあり大倉川ダムが決壊すると相当な被害が出るのではないかと心配しているため、適切な管理について検討していただきたい。

[構成員] :

- ・今回示した水位計と監視カメラは、既存の箇所に加えて、新たに設置する河川を示している。
- ・従来の水位計に比べ、危機管理型水位計は 1/10 以下のコストで、非常に安価な物が開発されており、早ければ台風時期には供用できるようにしたい。
- ・収集したデータの管理については、国で開発するシステムの使用により、コストの軽減が図られる。
- ・急流河川では川の水位を見てから逃げるのでは遅い。水位計に頼らず、避難のタイミングの見極めが必要と考えている。
- ・大倉川ダムは、4年に一度、県の河川サイドでも定期点検を行っており、ダムの堆砂の状況や管理状況から、今のところ問題がないことを確認している。
- ・大倉川ダムは、ゲート操作を伴わない自然調節方式のダムであり、構造設計する際に下流河川の流下能力を検討したうえで、放流量を検討している。
- ・また、満杯になったとしても上流から入ってくる量以上に放流することがなく、ある程度安心できる構造であると思っている。

[構成員]

- ・従来の水位計は、河川整備の計画策定などにおいて重要な資料を得るため、低水から高水まで常時観測するものであるが 1000~2000 万円と高額である。一方、危機管理型水位計は数十万~100 万円と価格が安いため、今回の補正予算対応として全国約 3300 箇所の設置を考えている。
- ・富士川については、直轄の区間だけでなく支川や、各市が把握する危険箇所などにも危機管理型水位計を設置しようと進めている。
- ・各自治体としては水位計による常時観測が必要だが、一般の住民にとっては雨が降っているときの水位に関心があるので、ある一定の水位に上がったときに、作動するようなものになっている。
- ・情報提供システムで進めているホットラインの部分では、できるだけ早く地域の首長が判断して避難体制がとれるように支援している。

[構成員]

- ・水位計の設置場所は、まだ決まっていない。設置対象河川は、市の庁舎が近くにある、重要水防箇所になり得る、浸水地域がある等の理由から選定しており、市の防災部局と設置箇所について検討していきたい。

[構成員]

- ・県管理河川に通じる支流の内水氾濫については、避難の指示を出すタイミングなどに課題がある。事前にある程度被害地域を特定した中で避難指示を出す方法を検討したいため、御協力願いたい。
- ・浸水想定区域内に資産がある場合、社会機能を損なう可能性があるため、浸水の可能性に関する事前の周知方法について検討していただきたい。

[構成員]

- ・富士市の場合、水位計を見てから判断すると、避難が間に合わないことも考えられる。雨の降り方や水位計の情報、内水被害発生との関係性などを、関係機

関と確認しながら避難のタイミングなどを考えていただきたい。

[構成員]：

- ・ 去年の台風 21 号は、超大型で強い勢力を保ったまま静岡県を縦断した台風であったが、それほど大きな災害にはならなかった。
- ・ 一方、同じようなタイプ・経路をたどった平成 23 年、平成 26 年の台風では、大雨によって浸水家屋や家屋の倒壊などにより被害家屋が 1000 棟単位になった。
- ・ 災害対応は、直近の災害の経験に影響されるため去年の台風 21 号は幸いにも被害が少なかったという認識で次の出水期に備えていただきたい。

[構成員]：

- ・ 東日本大震災で災害対策基本法の改正があり、広域避難は、法律上、広域一時滞在という言い方で位置付けられている。
- ・ これまでの法律の考え方は、地域の住民が路頭に迷った場合、住民の住む市町村の長が保護するという考え方で限定していた。
- ・ 水防法改正により隣接市町や、県を超えて避難の対応をすることになったが、その法律の条文に対して政令、法令が未整備であり、対応について検討が必要。危機管理部でも関心を持って進めている。

－ 以 上 －